



## 学校の対応について(お知らせ)

学校を取り巻く社会情勢の変化に伴い、各関係機関より学校に対して対応の変更を求められております。保護者の皆さんにも確実に周知するよう指示がありましたので、ご了知いただきたいと思ひます。



### ①卒業式のマスク着用について

2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部が「マスク着用の見直し等について」を発表し、一般には3月13日から、学校においては新年度の4月1日から「着用は個人の判断に委ねる」ことになりました。ただし、変更前に行われる卒業式については教育的意義を考慮し、「児童生徒はマスクを着用せず出席することを基本とする」との追記がありました。このことを受け、本校では、地域の感染状況も勘案しながら、卒業式でのマスク着用について以下の通り対応します。

- ・3年生及び教職員は、入退場を含め式全体を通じてマスクを外して差し支えない。(個人判断)
- ・保護者及び1, 2年生は、マスクを着用する。参加できる保護者は1家庭2人までとする。
- ・式辞、送辞、答辞はマスクを外して差し支えないが、合唱や呼びかけ時はマスクを着用する。

なお、発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある方については、卒業式への参加を控えていただきます。事前の健康管理をよろしくお祈いします。

### ②いじめ問題への的確な対応について

2月7日に文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底」について通知がありました。この中で、「学校は児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること」と述べられており、これまで生徒指導の範囲と捉え、警察への相談・通報をためらっていた学校の姿勢を改めるよう求めています。また、このことを生徒や保護者等に対してもあらかじめ周知しておくことも記されています。通知には、警察に相談・通報すべきかどうかの判断にあたって参考とすべき19事例が犯罪名とともに紹介されています。(裏面参照)本校においても、事例に示されているいじめ事案を認知した場合は、直ちに警察に相談・通報します。



### ③虐待の通告について

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、自治体や児童相談所等に通告しなければならないとしています。また、教職員に限らず、誰であっても虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は通告する義務があります。学校が通告を判断するポイントは、「確証がなくても通告すること」「虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること」「保護者との関係より子どもの安全を優先すること」「通告は守秘義務違反に当たらないこと」の4つです。法に則って適切に対応していきたく思ひます。ご理解をお願いします。

わだち 26号において紹介した同窓会表彰で、受賞者の久保居さんのお名前が間違っていました。正しくは久保居梨玖さんです。お詫びして訂正致します。

## ○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して、同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第 208 条)
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第 204 条)
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ (刑法第 176 条)
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 (刑法第 223 条)
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第 202 条)
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)